

令和3年芽室町議会定例会6月定例会議の運営について（案）

1 提案予定事項について

(1) 町長提案 資料1-1

(2) 議会提案 資料1-2

2 提案予定事項の審査方法について

(1) 令和3年度芽室町各会計補正予算4件は、予算決算特別委員会に付託し、提案日の本会議休憩中に審査する。

(2) 上記(1)以外の町長提案及び議会提案の議案等は、全件を提案日に本会議において説明のうえ審議・報告を行う。

3 本会議の日程について

6月定例会議における本会議の日程は、6月1日（火曜）、16日（水曜）、17日（木曜）、22日（火曜）の4日間とする。

4 議案送付期日について

(1) 6月1日（火曜）の本会議の議案送付日は、5月28日（金曜）とする。

(2) 6月16日（水曜）及び17日（木曜）の本会議の議案は、6月11日（金曜）に送付する。ただし、一般質問以外に議案がないときは当日配布とする。

(3) 6月22日（火曜）の本会議の議案送付日は、6月18日（金曜）とする。

5 一般質問について

(1) 一般質問は、6月16日（水曜）、17日（木曜）の2日間で行う。

(2) 通告期間は、6月2日（水曜）の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までの時間は、除くものとする。

(3) 質問時間は、90分以内とし、初回は通告どおり一括して質問を行い、再質問以降は、一問一答方式により質問する。

(4) 質問順序は、通告順とする。

(5) 通告書は事務局に備える（議会ホームページからも印刷可能）。

(6) 一般質問の内容は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、質の高い政策論議を目指した内容であることとする。

・6月2日（水曜）は、議長（または事務局経由）へ提出する期日であり、提出以降に一切の修文が無いよう、5月21日（金曜）から5月31日（月曜）午後5時までに、事務局を通じた文章整理及び原課への用語・解釈・内容等の確認などを終了しておくこと。

- ・なお、事務局あてEメール（添付）及びファクスでの事前整理を認めることとする。
 - ・通告後に質問内容を撤回する場合は、書式をもって議長（または事務局経由）にすること。
- (7) 議員提出議案（修正案等を含む）を提出する際は、提出の意思が明確になった段階で、事前に事務局を通じた文章整理及び原課への用語・解釈・内容等の確認などを終了し、議長（または事務局経由）に提出すること。

【令和3年芽室町議会定例会6月定例会議提案予定事項一覧】資料1-1

区分	件名	要旨	提案日
承認	(1) 専決処分について承認を求める件(町税条例等中一部改正の件)	地方税法等の改正に伴う改正	初日
	(2) 専決処分について承認を求める件(芽室町都市計画税条例中一部改正の件)	地方税法等の改正に伴う改正	
報告	(3) 継続費繰越計算書作成について報告の件	地方自治法施行令第145条第1項による報告	
	(4) 繰越明許費繰越計算書作成について報告の件	地方自治法施行令第146条第2項による報告	
	(5) 芽室町下水道事業会計予算繰越計算書作成について報告の件	地方公営企業法第26条第3項による報告	
	(6) 債権の放棄について報告の件	芽室町債権管理条例の規定に基づく報告	
議案	(7) 財産取得の件(小型ロータリー除雪車購入)	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を得ようとするもの	
	(8) 財産取得の件(健康管理システム機器購入)	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を得ようとするもの	
	(9) 財産取得の件(町営牧場トラクター購入)	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を得ようとするもの	
	(10) 芽室西中学校屋上外壁改修工事(R2繰越)請負契約締結の件	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を得ようとするもの	
	(11) 坂の上地域集会施設再整備事業請負契約締結の件	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を得ようとするもの	
	(12) 雄馬別地域集会施設再整備事業請負契約締結の件	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を得ようとするもの	
	(13) 芽室町中央公民館改修工事請負契約締結の件	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を得ようとするもの	
	(14) 芽室町保健福祉センター改修工事請負契約締結の件	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を得ようとするもの	
	(15) ふれあい交流館解体・外構整備工事請負契約締結の件	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を得ようとするもの	
	(16) 上美生辺地(他7件)に係る総合整備計画変更の件	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条4項の規定による総合整備計画変更の件	
	(17) 町税条例中一部改正の件	地方税法等の改正に伴う改正	
	(18) 芽室町国民健康保険税条例中一部改正の件	国民健康保険税率の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免に関する条例改正	
	(19) 芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴う改正	
	(20) 芽室町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件	家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正	

区 分	件 名		要 旨	提案日
議案	(21)	芽室町介護保険条例中一部改正の件	新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免に関する条例改正	初日
	(22)	令和3年度芽室町一般会計補正予算(第2号)		
	(23)	令和3年度芽室町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)		
	(24)	令和3年度芽室町簡易水道特別会計補正予算(第1号)		
	(25)	令和3年度芽室町公立芽室病院事業会計補正予算(第2号)		
報告	(26)	令和2年度めむろ新嵐山株式会社の経営状況について報告の件	令和2年度めむろ新嵐山株式会社の営業報告等について	最終日
議案	(27)	上美生浄水場配水池電気工事請負契約締結の件	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を得ようとするもの	

令和 3 年芽室町議会定例会 6 月定例会議提案予定事項

令和 3 年 5 月 2 1 日 (金曜)
芽室町議会

区 分	件 名	要 旨	提案日
委員会報告	議会運営について	議会運営委員会の審議結果報告	初 日 1 6 日 (一般質問の日程等)
	令和 2 年度議会報告と町民との意見交換会総括報告について	議会運営委員長から報告	初 日

委 員 会 報 告 書

令和2年度議会報告と町民との意見交換会について

令和2年10月22日から令和3年2月5日までに当委員会が主催した標記に関する総括報告を、芽室町議会会議条例第79条の規定により報告する。

令和3年6月1日

芽室町議会議会運営委員会
委員長 中村和宏

芽室町議会議長 早苗豊様

1 実施の目的

芽室町議会は、平成12年から本格的に議会活性化に取り組み、平成25年3月定例会において議決、同年4月1日から施行している芽室町議会基本条例に基づき、議会改革並びに議会活性化に、継続的に取り組んでいるところであり、同条例第8条第5項に基づき、令和2年度において、議会報告と町民との意見交換会を開催したものである。

芽室町議会基本条例（町民参加及び町民との連携）

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会・議員による政策提案を行います。

2 実施状況

令和2年度議会報告と町民との意見交換会は、町内小中学校PTA、高等学校、団体と全12会場で開催し、全参加者数は319人となった。各会場では、各委員会で抽出した政策形成サイクル3事務事業に関する報告をおこなったほか、身近な課題をテーマとして参加者と意見交換するなど、「多様な世代と対話する場」を通じて、まちづくりを考え・参加する機会の一つとした。

全ての意見交換等で、156点の意見等をいただき、これらについて各委員会で調査及び協議を行ったうえで報告書をまとめた。報告書については、参加者に送付するとともに議会ホームページにも掲載する。

3 総括

近年の議会報告と町民との意見交換会においては、議会からは、小人数で構成するグループで臨み、ワークショップを取り入れ、タブレット端末を活用して議会が政策課題としている事務事業について情報共有を図るなど、参加者が対話しやすい場づくりを取り進めてきており、多くの町民の方々と、深い意見交換を重ねてきた。

コロナ禍の中であるが、オンライン会議や意見聴取シートなどの手法も使い、今後も、芽室町議会基本条例の理念と規定に基づき、議会情報を町民に向けて発信し、意見交換等を通じ、町民の意見及び提言を真摯に受け止めながら、議会活動への参加機会を確保していくとともに、二元代表制の一翼を担う議事機関として、本町のまちづくり推進のために鋭意努力していくものである。